

鳥取県訓令第14号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

改 正 後					改 正 前				
（公印省略文書） 第6条 次に掲げる文書は、公印の押印を省略することができる。 （1） 県の機関又は県内の他の地方公共団体あての往復文（通達、依命通達及び発信名義が知事又は <u>会計管理者</u> であるものを除く。） （2） 通知、照会、報告又は回答に係る文書のうち軽易なもの（発信名義が知事又は <u>会計管理者</u> であるもの及び前号に掲げるものを除く。） （3） 送付書その他これに類する文書のうち軽易なもの（発信名義が知事又は <u>会計管理者</u> であるものを除く。） （4）及び（5） 略					（公印省略文書） 第6条 次に掲げる文書は、公印の押印を省略することができる。 （1） 県の機関又は県内の他の地方公共団体あての往復文（通達、依命通達及び発信名義が知事又は <u>出納長</u> であるものを除く。） （2） 通知、照会、報告又は回答に係る文書のうち軽易なもの（発信名義が知事又は <u>出納長</u> であるもの及び前号に掲げるものを除く。） （3） 送付書その他これに類する文書のうち軽易なもの（発信名義が知事又は <u>出納長</u> であるものを除く。） （4）及び（5） 略				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要
略					略				
6 会計管理者印 第1号		23ミリメートル平方	会計局長		6 出納長印 第1号		23ミリメートル平方	副出納長	
第2号		23ミリメートル平方	会計局長	縦書きの文書用	7 出納長職務代行者印 第1号		23ミリメートル平方	副出納長	

6の2 会計管理者事務代理者印 第1号	鳥取県会計 管理者事務 代理者印	23ミリメー トル平方	会計局長	
7 略				
8 略				
9 略				
10 局長印 第1号	略			
第2号	何鳥 局取 長取 印県	22ミリメー トル平方	政策法務室長	縦書きの文書用
第3号	鳥取県 何部何 局(所)長印	22ミリメー トル平方	政策法務室長 農林総合研究 所長	
10の2 会計管理者局長印 第1号	鳥取県 会計管理者 何局長印	22ミリメー トル平方	会計局長 庶務集中局長	
11 課(室)長印 第1号及び第2 号	略			
第3号	長△課(鳥 ・(局取 所室・県 ・監何 校チ)何 印)1何部	21ミリメー トル平方	主務課(室・ チーム・所・ 校)長	縦書きの文書用
11の2 会計管理者課長印 第1号	鳥取県 会計管理者 何局何課長印	21ミリメー トル平方	会計指導課長 審査出納課長 集中業務課長	
11の3 略				
略				

8 副出納長印 第1号	鳥取県 副出納長印	22ミリメー トル平方	副出納長	
9 略				
9の2 略				
9の3 略				
10 局長印 第1号	略			
第2号	何鳥 局取 長取 印県	22ミリメー トル平方	政策法務室長	縦書きの文書用
第3号	鳥取県 会計 局長印	22ミリメー トル平方	会計局長	
第4号	局会鳥 長会取 印計県	22ミリメー トル平方	会計局長	縦書きの文書用
第5号	鳥取県 庶務集中 局長印	22ミリメー トル平方	庶務集中局長	
第6号	局庶鳥 長務取 印集県 中	22ミリメー トル平方	庶務集中局長	縦書きの文書用
第7号	鳥取県 何部何 局(所)長印	22ミリメー トル平方	政策法務室長 農林総合研究 所長	
11 課(室)長印 第1号及び第2 号	略			
第3号	長△課(鳥 ・(局取 所室・県 ・監何 校チ)何 印)1何部	21ミリメー トル平方	主務課(室・ チーム・所・ 校)長	縦書きの文書用
11の2 略				
略				

附 則

この訓令は、平成21年7月11日から施行する。